3　転勤等により新事業所で特別徴収を継続する場合

異動者の氏名を記入して下さい。

異動者の生年月日を記入して下さい。

賦課期日(平成 28 年 1 月1日)の住所を記入して下さい。

特別徴収税額通知書の個人別明細に記入されている「年税額」を記入して下さい。

異動者(退職者等)の税額を何月から何月まで徴収したかを記入し、その徴収税額を記入して下さい。

特別徴収税額通知書に記入されている番号を記入して下さい。

この届を記入された方の連絡先を記入して下さい。

退職した年の1月1日より退職時までの給与支払額の合計と社会保険料を記入して下さい。

退職手当等の支払いがあった場合は、金額・勤続年数を記入して下さい。

異動の事由を○印で囲んで下さい。

新事業所に、現在当区の指定番号がある場合は、その番号をお書き下さい。ない場合は、「新規」を○印で囲んで下さい。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額差し引いた額を記入して下さい。

「3. 特別徴収の継続」を○で囲んでください。

※赤枠内は新事業所で記入して下さい。

新規の場合は、次のいずれかを○印で囲んで下さい。

受付印

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※区処理欄　1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度　処理者　処理日

平成 28 年 10 月 5 日

品川区長あて

給与支払者(特別徴収義務者)
所在地　〒 140－0005　品川区広町1－1－1
名称　株式会社 シナガワ
代表者の職氏名印　品川 太郎
法人番号

特別徴収義務者指定番号　0900000001
個人連番　5
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号　係　給与係　氏名　大崎 二郎　電話　03-3777-××××

給与所得者
フリガナ　オオイ シロウ
氏名　大井 四郎　(旧姓　)
生年月日　T・S・H　41 年 1 月 27 日生
〒 140-0014 (1月1日現在の住所)　品川区大井 1－1－1
〒　(給与の支払いを受けなくなった後の住所)
個人番号

(ア)特別徴収税額(年税額)　120,000 円
徴収済月　6 月分から 9 月分まで
(イ)徴収済額　40,000 円
(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)　80,000 円
異動年月日　H28 年 9 月 30 日

異動の事由
1 退職(普・障)　②転勤　3 休職　4 長期欠勤　5 死亡　6 会社解散　7 住所誤報　8 その他
※「8 その他」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず○印で囲んでください。
普C　給与が少なく税額が引けない
普D　給与の支払が不定期
普E　事業専従者(個人事業主のみ対象)

1月1日以降退職時までの給与支払額　3,000,000 円
控除社会保険料額　150,000 円
退職手当等の支払額(支払予定額)　20,000,000 円
勤続年数　14 年

▶ 注意5を参照ください。◀

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法を下の1．2．3．から選択し、該当記号を○印で囲んでください。

1．一括徴収
(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収します。
一括徴収した税額は、月分で納入します。(　月　日納期限)

一括徴収の理由
1. 平成　年12月31日以前に異動があり、一括徴収の申出があったため(　月　日申出)
2. 平成　年1月1日以降に異動があり、特別徴収の継続の希望がないため

徴収予定	給与、退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)	異動者印
	・	円	円	
	・	円		

2．普通徴収
(ウ)の額を本人が納付書で支払います。
※ 品川区から、後日、本人宛に未徴収税額の納税通知書を送付します。
死亡退職の場合で相続人の代表者又は海外出国の場合で納税管理人となる方の連絡先が分かるときは、その方の「住所、氏名、続柄、電話番号」を記載してください。
住所　〒
氏名　続柄(　)
電話
備考

③ 特別徴収の継続　(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。
給与支払者(特別徴収義務者)
所在地　〒 142-0062　品川区小山 1－1－1
フリガナ　コヤマ
名称　オフィス小山
代表者の職氏名印　小山 一郎
法人番号
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号　係　経理担当　氏名　小山 五郎　電話　03-3781-××××
月割額 10,000 円を 10 月分(11 月 10 日納期限)から納入する。
特別徴収義務者指定番号　新規　◀新規の場合は、○印で囲んでください。
0900000002
新規の場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。
品川区作製の納入書　要・不要

ご注意
1 黒のボールペン又はペンで記入してください。
2 「個人連番」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人連番を記入してください。
3 転勤、再就職等により異動後の事業所で引き続き特別徴収を行う場合には、前事業所で上段の事項を記入し、新事業所へ回付願います。
新事業所では、「C特別徴収の継続」の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等、必要な手続きを済ませたうえで、一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。(法321－5)
5 給与支払者「法人番号(個人事業主の場合は個人番号)」および給与所得者「個人番号」の記入は、平成二十九年一月一日以後に給与の支払を受けなくなった者に係る届出に際し必要です。ただし、特別徴収継続の場合は新たな特別徴収義務者が個人番号を記入してください。